

# 匝 瑳 市 防 災 会 議

日 時：平成28年3月3日（木）

午後2時から

場 所：八日市場公民館

3階 大会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 匝瑳市地域防災計画（平成27年度修正）（案）について

(2) その他

5 閉 会

# 匝瑳市地域防災計画修正の基本方針

## 1 計画修正の背景

本市は、平成20年に「匝瑳市地域防災計画」を策定し、その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助・公助の役割等を明確にし、減災の視点に重点を置いて、津波対策の強化等をハードとソフトを織り交ぜた総合的な防災対策で推進を図るべく、平成26年2月に同計画の修正を行った。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法を改正（平成25年6月21日公布）し、防災業務計画や地域防災計画の基本となる防災基本計画の修正（平成26年11月28日）等を行った。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年11月29日公布）に基づく、南海トラフ地震防災対策推進基本計画や首都直下地震対策特措法（平成25年11月29日公布）を策定し、大規模な広域災害に対する総合的な防災対策の実施により、防災・減災の徹底を図った。

なお、千葉県は、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災力の強化を図るほか、災害対策基本法等の改正を踏まえ、避難対策や被災者支援対策を見直し、千葉県地域防災計画の修正（平成27年3月23日）を行ったところである。

以上のことを踏まえ、災害対策基本法第42条に基づき、地域防災計画の修正を行うものである。

## 2 修正のポイント

- (1) 大規模広域災害に備えた防災力の強化を図る。
- (2) 人命の保護を最優先とした避難対策の強化を図る。
- (3) 避難から生活再建までの被災者支援体制の充実を図る。

## 3 修正項目

災害対策基本法の改正及び千葉県地域防災計画の修正等に伴い、匝瑳市地域防災計画における主な修正項目は、下記のとおりである。

### (1) 要配慮者対策の推進

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、これまで、いわゆる「災害時要援護者」と呼んでいた人を、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」と定義付けを行い、このうち「避難行動要支援者」の名簿の作成等について新規に規定がされたことから、法定項目について、新たに記述を追加する。

また、要配慮者対策についても、従前の災害時要援護者対策に関する記述を拡充する。

- (2) 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定
  - ア 災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を有し、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る施設を「指定避難所」に指定する。
  - イ 地震、津波及び風水害等の災害の種類ごとに、緊急時においても被災者の安全が確保できる場所を「指定緊急避難場所」に指定する。
- (3) 災害医療救護体制の見直し  
千葉県地域防災計画の修正に伴い、災害応急対策における医療救護体制を定める。
- (4) 避難勧告等の発令基準  
国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、土砂災害、津波災害等に係る具体的な避難勧告等の発令基準を定める。  
また、発令に関して、必要に応じ国や県に助言を求めるものとする。
- (5) 安否情報の提供  
被災者の安否について照会があったときに、被災者の個人情報の管理を徹底した上で、情報を提供できる体制の整備に努める。
- (6) 道路啓開の実施  
道路管理者は、災害により被害を受けた道路において、被災者の救護活動等のために必要な場合は、路上の障害物除去等の道路啓開を行う。また、緊急の必要がある場合には、車両の移動命令や放置車両の撤去等を行う。
- (7) 被災者支援システムの運用  
発災時に迅速かつ円滑な被災者支援サービスを提供するため、被災者支援システムを運用し、り災証明書の発行や、被災者台帳の作成・管理等を実施するものとする。
- (8) 南海トラフ地震防災対策推進計画の追加  
本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域防災計画の第2編、地震・津波対策編内に定めるべき事項を「南海トラフ地震防災対策推進計画」として追加する。
- (9) 防災関係機関の対策の見直しを反映  
新たな指定公共機関の指定に伴う対策の追加や、防災関係機関の対策の見直しを反映する。
- (10) 災害対策基本法等の法令の改正に合わせた文言の整理  
災害対策基本法、防災基本計画及び千葉県地域防災計画等の修正に伴い、計画全体の内容を確認し、文言等の整理を行う。
- (11) その他、資料等の時点修正及び字句修正

#### 4 計画修正の方向性

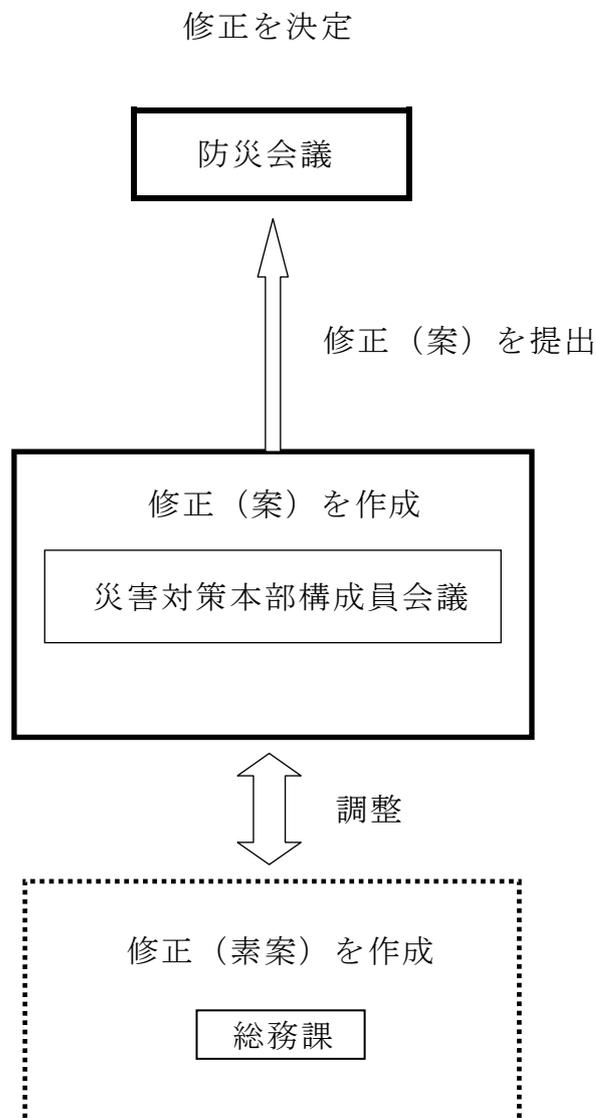
計画の修正にあたっては、災害対策基本法及び千葉県地域防災計画等との整合性を考慮し、修正するものとする。

また、各編については、現行の6編から変更せず、各章及び各節の内容を修正するものとする。

#### 5 今後のスケジュール

本基本方針に従い、計画修正（案）を作成し、意見聴取手続き等を経た上で防災会議を開催し、決定する。

#### 6 策定フローチャート



## 7 計画修正のスケジュール

年月	作業内容
平成27年4月下旬	匝瑳市地域防災計画修正の基本方針 策定
平成27年5月上旬 ～ 平成27年11月上旬	計画（素案） 作成
平成27年11月下旬	災害対策本部構成員会議（第1回） 開催 ※計画（素案）について
平成27年12月下旬 ～ 平成28年1月下旬	パブリックコメント 実施 意見照会（職員等）
平成28年2月上旬	災害対策本部構成員会議（第2回） 開催 ※計画（案）について
平成28年2月上旬 ～ 同月下旬	意見照会（防災会議委員等）
平成28年3月上旬	防災会議 開催 ※地域防災計画（平成27年度修正）の決定
平成28年3月中旬	県へ報告 計画公表

## 匝瑳市地域防災計画（平成27年度修正）（案）の修正について

匝瑳市地域防災計画（平成27年度修正）（案）について、防災会議委員の意見に基づき、下記のとおり修正する。  
記

ページ番号	匝瑳市地域防災計画（平成27年度修正）（案）【修正（案）】	匝瑳市地域防災計画（平成27年度修正）（案）【修正前】	備考
第1編 総則 P7	【指定地方行政機関】 1 関東農政局（千葉支局）  (4) その他 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省政策統括官）。	【指定地方行政機関】 1 関東農政局（千葉支局）  (4) その他 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）。	
第2編 地震・津波対策編 P87	【匝瑳市災害対策本部事務分掌】【表】 部名：保健部 課等名：健康管理課 所掌事務： 2 医療救護本部及び救護所の設置・運営に関すること。	【匝瑳市災害対策本部事務分掌】【表】 部名：保健部 課等名：健康管理課 所掌事務： 2 現場医療対策本部（救護所）の設置及び運営に関すること。	
第2編 地震・津波対策編 P95	(3) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用 (ウ) 第三管区海上保安本部関係通信施設	(3) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用 (ウ) 海上保安部通信施設	
第2編 地震・津波対策編 P117	1 要配慮者の安全確保 (2) 安否確認 避難行動要支援者名簿等を活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）等を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。	1 要配慮者の安全確保 (2) 安否確認 避難行動要支援者名簿等を活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。	
第2編 地震・津波対策編	(5) 危険物等輸送車両等の応急対策【表】 機関名：海上保安部（署）	(5) 危険物等輸送車両等の応急対策【表】 機関名：海上保安部（署）	該当施設がないため

P125	<p>対応措置：  <u>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、下記の措置を講ずるよう指導する。</u>  <u>1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</u>  <u>2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</u>  <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u></p>	<p>対応措置：  <u>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、下記の措置を講ずるよう指導する。</u>  <u>1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</u>  <u>2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</u>  <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u></p>	
<p>第2編  地震・津波対策編  P126～127</p>	<p>5 医療救護  (1) 関係者とその役割  イ 市（保健部・医療部）  ア 保健部  a 発災時には必要に応じて<u>医療救護本部及び救護所</u>を設置する。  また、応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。  (イ) 医療部  c 発災時において、医療救護活動のため必要な場合、<u>救護班を編成</u>し、県の災害医療本部及び海匠健康福祉センターの合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。  (2) 発災時の活動  ア 指揮と調整  大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県においては災害医療本部を、市に</p>	<p>5 医療救護  (1) 関係者とその役割  イ 市（保健部・医療部）  ア 保健部  a 発災時には必要に応じて<u>現地医療対策本部（救護所）</u>を設置する。  また、応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。  (イ) 医療部  c 発災時において、医療救護活動のため必要な場合、<u>医療救護を担当する部署（以下「救護本部」という。）を設置</u>し、県の災害医療本部及び海匠健康福祉センターの合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。  (2) 発災時の活動  ア 指揮と調整  大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県においては災害医療本部を、市に</p>	

	<p>においては<u>医療救護本部</u>を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>(ウ) 避難所及び<u>救護所</u>の設置状況</p> <p>(オ) 医療施設、<u>救護所</u>等への交通状況</p> <p>エ 医療救護活動の実施</p> <p>(オ) 市は、<u>救護所</u>を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、<u>国保匠瑤市民病院を第一候補とし、必要に応じてその他の避難所等</u>に設置するよう努める。</p>	<p>においては<u>救護本部</u>を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>(ウ) 避難所及び<u>現地医療対策本部（救護所）</u>の設置状況</p> <p>(オ) 医療施設、<u>現地医療対策本部（救護所）</u>等への交通状況</p> <p>エ 医療救護活動の実施</p> <p>(オ) 市は、<u>現地医療対策本部（救護所）</u>を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、<u>耐震性が確保されている建物や屋外の仮設建物等</u>に設置するよう努める。</p>	
<p>第2編 地震・津波対策編 P128</p>	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、<u>医療救護本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>医療救護本部</u>は搬送先の確保に努める。</p> <p>(ウ) 搬送先の確保を要請された<u>医療救護本部</u>において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。</p> <p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>(ア) 市は、傷病者等を<u>救護所</u>又は医療機関へ搬送することに努める。</p> <p>(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から<u>救護所</u>へは市が、<u>救護所</u>から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</p> <p>(オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、<u>救護所</u>等への搬送</p>	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、<u>救護本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>救護本部</u>は搬送先の確保に努める。</p> <p>(ウ) 搬送先の確保を要請された<u>救護本部</u>において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。</p> <p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>(ア) 市は、傷病者等を<u>現地医療対策本部（救護所）</u>又は医療機関へ搬送することに努める。</p> <p>(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から<u>現地医療対策本部（救護所）</u>へは市が、<u>現地医療対策本部（救護所）</u>から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</p> <p>(オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、<u>現地医療対策本部</u></p>	

	<p>が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>市長は、必要に応じて、<b>国保</b>匝瑳市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 発災時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。</p> <p>(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて<b>救護所</b>等に提供する。<b>救護所</b>等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。</p> <p>(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。<b>救護所</b>等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。</p>	<p>(<u>救護所</u>)等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>市長は、必要に応じて、匝瑳市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 発災時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。</p> <p>(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて<u>現地医療対策本部（救護所）</u>等に提供する。<u>現地医療対策本部（救護所）</u>等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。</p> <p>(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。<u>現地医療対策本部（救護所）</u>等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。</p>	
<p>第2編 地震・津波対策編 P133</p>	<p>2 銚子海上保安部非常配備計画</p> <p>(1) 非常配備 甲</p> <p>ア 予想される<b>大規模犯罪</b>の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項</p> <p>イ <b>大規模犯罪</b>の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な<b>船舶の航行を制限する等</b></p>	<p>2 銚子海上保安部非常配備計画</p> <p>(1) 非常配備 甲</p> <p>ア 予想される<b>大規模海難等</b>の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項</p> <p>イ <b>大規模海難等</b>の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な<b>航行制限等</b>の安全対策</p>	

	<p>の安全対策に関する事項</p> <p>(2) 非常配備 乙</p> <p>ア 銚子海上保安部と協議のうえ、海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項</p> <p>イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項</p>	<p>に関する事項</p> <p>(2) 非常配備 乙</p> <p>ア 銚子海上保安部と協議のうえ、海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項</p> <p>イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行安全等の安全対策に関する事項</p>																																																																			
<p>第2編 地震・津波対策編 P135</p>	<p>(4) 緊急輸送</p> <p>市内における千葉県緊急輸送道路は、下記のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>路線種別</th> <th>路線名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>管理者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次路線</td> <td>国</td> <td>一般国道 296号</td> <td>匝瑳市 砂原</td> <td>船橋市 宮本</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>一般国道 126号</td> <td>銚子市 三軒町</td> <td>千葉市 中央区本町</td> <td>国、県、 千葉市</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次路線</td> <td>主</td> <td>飯岡一宮線</td> <td>旭市 下永井</td> <td>一宮町 鳴山</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>八日市場 野栄線</td> <td>匝瑳市 下出羽</td> <td>匝瑳市 野手浜</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考	1次路線	国	一般国道 296号	匝瑳市 砂原	船橋市 宮本	県		国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市		2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県		主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県		<p>(4) 緊急輸送</p> <p>市内における千葉県緊急輸送道路は、下記のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>路線種別</th> <th>路線名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>管理者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次路線</td> <td>国</td> <td>一般国道 296号</td> <td>船橋市 宮本</td> <td>匝瑳市 砂原</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>一般国道 126号</td> <td>銚子市 三軒町</td> <td>千葉市 中央区本町</td> <td>国、県、 千葉市</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次路線</td> <td>主</td> <td>飯岡一宮線</td> <td>旭市 下永井</td> <td>一宮町 鳴山</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>八日市場 野栄線</td> <td>匝瑳市 下出羽</td> <td>匝瑳市 野手浜</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考	1次路線	国	一般国道 296号	船橋市 宮本	匝瑳市 砂原	県		国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市		2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県		主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県		
機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考																																																															
1次路線	国	一般国道 296号	匝瑳市 砂原	船橋市 宮本	県																																																																
	国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市																																																																
2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県																																																																
	主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県																																																																
機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考																																																															
1次路線	国	一般国道 296号	船橋市 宮本	匝瑳市 砂原	県																																																																
	国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市																																																																
2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県																																																																
	主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県																																																																
<p>第2編 地震・津波対策編 P138～P139</p>	<p>(3) 政府所有米の調達</p> <p>市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業</p>	<p>(3) 政府所有米の調達</p> <p>市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結して</p>	<p>災害救助用米穀の備蓄は、玄米から切り替わり精米で行うこととなった。従って供給が精米となり、地域における精米作業が不</p>																																																																		

務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

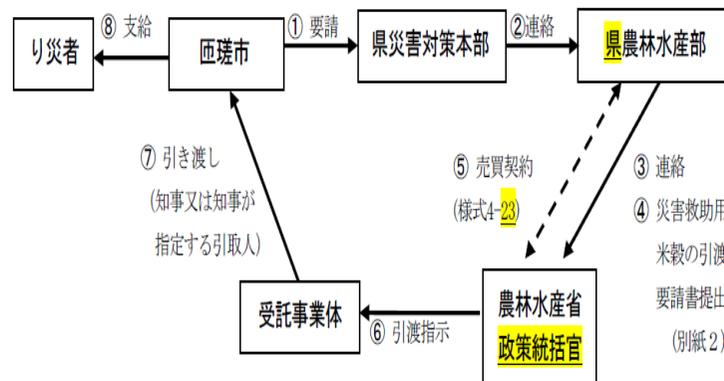
交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて政策統括官に連絡する。

【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【I 市からの要請を受け、県が農林水産省政策統括官に要請する場合】

市から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。



いる受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

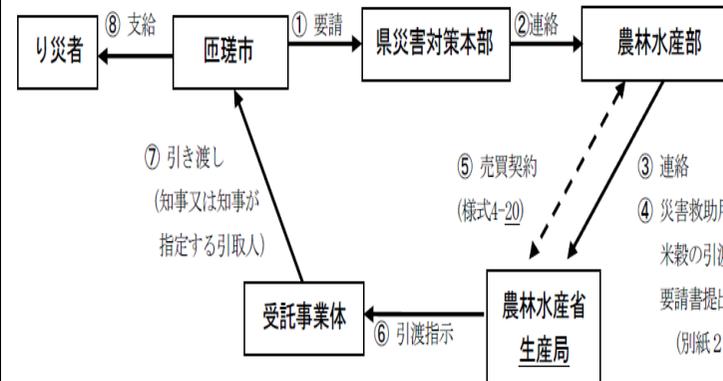
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。

【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【I 市からの要請を受け、県が要請する場合】



要となった。

	<p>【II 直接、市が農林水産省政策統括官に要請する場合】</p> <p>市が直接、農林水産省政策統括官に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。</p> <pre> graph TD     A[り災者] -- ⑧ 支給 --&gt; B[匝瑳市]     B -- ② 報告 --&gt; C[県農林水産部]     C -.-&gt; D[農林水産省政策統括官]     B -- ① 直接要請 --&gt; D     D -- ⑤ 売買契約(様式4-23) --&gt; E[農林水産省政策統括官]     E -- ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出(別紙2) --&gt; D     D -- ③ 連絡 --&gt; C     D -- ⑥ 引渡指示 --&gt; F[受託事業者]     F -- ⑦ 引き渡し(知事又は知事が指定する引取人) --&gt; B     </pre>	<p>【II 市が直接、要請した場合】</p> <p>市が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。</p> <pre> graph TD     A[り災者] -- ⑧ 支給 --&gt; B[匝瑳市]     B -- ② 報告 --&gt; C[農林水産部]     C -.-&gt; D[農林水産省生産局]     B -- ① 直接要請 --&gt; D     D -- ⑤ 売買契約(様式4-20) --&gt; E[農林水産省生産局]     E -- ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出(別紙2) --&gt; D     D -- ③ 連絡 --&gt; C     D -- ⑥ 引渡指示 --&gt; F[受託事業者]     F -- ⑦ 引き渡し(知事又は知事が指定する引取人) --&gt; B     </pre>	
<p>第3編 地震・津波対策編附編 P207</p>	<p>3 指定地方行政機関【表】</p> <p>機関名：第三管区海上保安本部銚子海上保安部</p> <p>業務大綱：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言等の伝達及び通信体制の強化に関すること。</li> <li>船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること。</li> <li>情報の収集及び海上交通安全の確保に関すること。</li> <li>治安の維持及び緊急輸送に関すること。</li> <li>海難救助、流出油等の防除措置に関すること。</li> <li>危険物の保安措置に関すること。</li> </ol> <p>機関名：関東農政局千葉支局</p>	<p>3 指定地方行政機関【表】</p> <p>機関名：第三管区海上保安本部銚子海上保安部</p> <p>業務大綱：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言等の伝達及び通信体制の強化に関すること。</li> <li>船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること。</li> <li>情報の収集及び海上交通安全の確保に関すること。</li> <li>治安の維持及び緊急輸送に関すること。</li> <li>海難救助、流出油等の防除措置に関すること。</li> <li>危険物の保安措置に関すること。</li> </ol> <p>機関名：関東農政局千葉支局</p>	
<p>第3編 地震・津波対策編附編</p>	<p><del>5 食料確保の計画【表】</del></p> <p>機関名：産業部</p>	<p>5 食料確保の計画【表】</p> <p>機関名：産業部</p>	<p>災害救助用米穀の備蓄は、玄</p>

P210～P211	<p>内容：  <u>災害応急食料の精米計画</u>  <u>発災時における応急食料の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。</u></p> <p>5 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化【表】  機関名：海匠健康福祉センター  内容：  <u>病院</u>、診療所、助産所等に対する指導</p>	<p>内容：  <u>災害応急食料の精米計画</u>  <u>発災時における応急食料の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。</u></p> <p>6 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化【表】  機関名：海匠健康福祉センター  内容：  <u>一般病院</u>、診療所、助産所等に対する指導</p>	<p>米から切り替わり精米で行うこととなった。従って供給が精米となり、地域における精米作業が不要となった。</p>
<p>第3編  地震・津波対策編附編  P243</p>	<p>1 食料及び医薬品の確保  <u>市</u>は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、下記の措置を講ずる。</p> <p>(1) 食料の確保（産業部）  ア (略)  イ (略)  <u>ウ 米穀小売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。</u>  <u>ウ</u> その他の食料の確保に当たっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。</p>	<p>1 食料及び医薬品の確保  <u>県及び海匠健康福祉センター</u>は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、下記の措置を講ずる。</p> <p>(1) 食料の確保（産業部）  ア (略)  イ (略)  ウ 米穀小売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。  エ その他の食料の確保に当たっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。</p>	
<p>第4編  風水害等対策編  P302</p>	<p>【匠瑤市災害対策本部事務分掌】【表】  部名：保健部  課等名：健康管理課  所掌事務：  2 <u>医療救護本部及び救護所の設置・運営</u>に関すること。</p>	<p>【匠瑤市災害対策本部事務分掌】【表】  部名：保健部  課等名：健康管理課  所掌事務：  2 <u>現場医療対策本部（救護所）の設置及び運営</u>に関すること。</p>	

<p>第4編 風水害等対策編 P339</p>	<p>1 要配慮者の安全確保 (2) 安否確認 避難行動要支援者名簿等を活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、<b>社会福祉協議会(地区社会福祉協議会)</b>等を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。</p>	<p>1 要配慮者の安全確保 (2) 安否確認 避難行動要支援者名簿等を活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、<b>社会福祉協議会</b>等を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。</p>	
<p>第4編 風水害等対策編 P346</p>	<p>(5) 危険物等輸送車両等の応急対策【表】 機関名：<b>海上保安部(署)</b> 対応措置： <b>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、下記の措置を講ずるよう指導する。</b> <b>1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</b> <b>2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</b> <b>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</b></p>	<p>(5) 危険物等輸送車両等の応急対策【表】 機関名：<b>海上保安部(署)</b> 対応措置： <b>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、下記の措置を講ずるよう指導する。</b> <b>1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</b> <b>2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</b> <b>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</b></p>	<p>該当施設がないため</p>
<p>第4編 風水害等対策編 P347～348</p>	<p>4 医療救護 (1) 関係者とその役割 イ 市(保健部・医療部) ア 保健部 a 発災時には必要に応じて<b>医療救護本部及び救護所</b>を設置する。 また、応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。 イ) 医療部 c 発災時において、医療救護活動のため必要な場合、<b>救護班を編成</b>し、県の災害医療本部及び海匠健康福祉</p>	<p>4 医療救護 (1) 関係者とその役割 イ 市(保健部・医療部) ア 保健部 a 発災時には必要に応じて<b>現地医療対策本部(救護所)</b>を設置する。 また、応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。 イ) 医療部 c 発災時において、医療救護活動のため必要な場合、<b>医療救護を担当する部署(以下「救護本部」という。)</b></p>	

	<p>センターの合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県においては災害医療本部を、市においては<u>医療救護本部</u>を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>(ウ) 避難所及び<u>救護所</u>の設置状況</p> <p>(オ) 医療施設、<u>救護所</u>等への交通状況</p> <p>エ 医療救護活動の実施</p> <p>(オ) 市は、<u>救護所</u>を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、<u>国保匠瑳市民病院を第一候補とし、必要に応じてその他の避難所等に設置するよう努める。</u></p>	<p><u>を設置し、県の災害医療本部及び海匠健康福祉センターの合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</u></p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県においては災害医療本部を、市においては<u>救護本部</u>を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>(ウ) 避難所及び<u>現地医療対策本部（救護所）</u>の設置状況</p> <p>(オ) 医療施設、<u>現地医療対策本部（救護所）</u>等への交通状況</p> <p>エ 医療救護活動の実施</p> <p>(オ) 市は、<u>現地医療対策本部（救護所）</u>を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、<u>耐震性が確保されている建物や屋外の仮設建物等に設置するよう努める。</u></p>	
<p>第4編 風水害等対策編 P349</p>	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、<u>医療救護本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>医療救護本部</u>は搬送先の確保に努める。</p> <p>(ウ) 搬送先の確保を要請された<u>医療救護本部</u>において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。</p>	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、<u>救護本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>救護本部</u>は搬送先の確保に努める。</p> <p>(ウ) 搬送先の確保を要請された<u>救護本部</u>において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。</p>	

<p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>(ア) 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。</p> <p>(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</p> <p>(オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>市長は、必要に応じて、国保匝瑳市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</p> <p>発災時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。</p> <p>(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。</p> <p>(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への</p>	<p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>(ア) 市は、傷病者等を現地医療対策本部（救護所）又は医療機関へ搬送することに努める。</p> <p>(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から現地医療対策本部（救護所）へは市が、現地医療対策本部（救護所）から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</p> <p>(オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、現地医療対策本部（救護所）等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>市長は、必要に応じて、匝瑳市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人匝瑳医師会及び一般社団法人香取匝瑳歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</p> <p>発災時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。</p> <p>(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて現地医療対策本部（救護所）等に提供する。現地医療対策本部（救護所）等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。</p> <p>(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。現地医療対策本部（救護所）等で使用する医薬品等が不足</p>	
---	---	--

	供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。	した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。																																																																			
第4編 風水害等対策編 P354	<p>2 銚子海上保安部非常配備計画</p> <p>(1) 非常配備 甲</p> <p>ア 予想される大規模犯罪の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項</p> <p>イ 大規模犯罪の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項</p> <p>(2) 非常配備 乙</p> <p>ア 銚子海上保安部と協議のうえ、海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項</p> <p>イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項</p>	<p>2 銚子海上保安部非常配備計画</p> <p>(1) 非常配備 甲</p> <p>ア 予想される大規模海難等の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項</p> <p>イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行制限等の安全対策に関する事項</p> <p>(2) 非常配備 乙</p> <p>ア 銚子海上保安部と協議のうえ、海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項</p> <p>イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行安全等の安全対策に関する事項</p>																																																																			
第4編 風水害等対策編 P356	<p>(4) 緊急輸送</p> <p>市内における千葉県緊急輸送道路は、下記のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>路線種別</th> <th>路線名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>管理者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次路線</td> <td>国</td> <td>一般国道 296号</td> <td>匝瑳市 砂原</td> <td>船橋市 宮本</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>一般国道 126号</td> <td>銚子市 三軒町</td> <td>千葉市 中央区本町</td> <td>国、県、 千葉市</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次路線</td> <td>主</td> <td>飯岡一宮線</td> <td>旭市 下永井</td> <td>一宮町 鳴山</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>八日市場 野栄線</td> <td>匝瑳市 下出羽</td> <td>匝瑳市 野手浜</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考	1次路線	国	一般国道 296号	匝瑳市 砂原	船橋市 宮本	県		国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市		2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県		主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県		<p>(4) 緊急輸送</p> <p>市内における千葉県緊急輸送道路は、下記のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>路線種別</th> <th>路線名</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> <th>管理者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次路線</td> <td>国</td> <td>一般国道 296号</td> <td>船橋市 宮本</td> <td>匝瑳市 砂原</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>一般国道 126号</td> <td>銚子市 三軒町</td> <td>千葉市 中央区本町</td> <td>国、県、 千葉市</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次路線</td> <td>主</td> <td>飯岡一宮線</td> <td>旭市 下永井</td> <td>一宮町 鳴山</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>八日市場 野栄線</td> <td>匝瑳市 下出羽</td> <td>匝瑳市 野手浜</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考	1次路線	国	一般国道 296号	船橋市 宮本	匝瑳市 砂原	県		国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市		2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県		主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県		
機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考																																																															
1次路線	国	一般国道 296号	匝瑳市 砂原	船橋市 宮本	県																																																																
	国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市																																																																
2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県																																																																
	主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県																																																																
機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管理者	備 考																																																															
1次路線	国	一般国道 296号	船橋市 宮本	匝瑳市 砂原	県																																																																
	国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市																																																																
2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県																																																																
	主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県																																																																

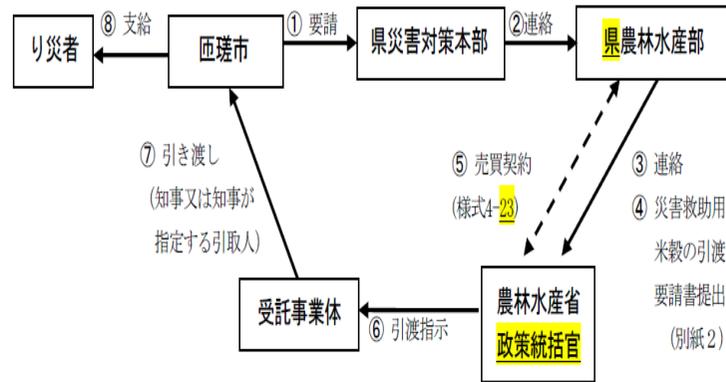
<p>第4編 風水害等対策編 P360</p>	<p>(3) 政府所有米の調達</p> <p>市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、<b>政策統括官</b>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<b>政策統括官</b>と売買契約を締結したうえで、<b>政策統括官</b>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。</p> <p><u>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</u></p> <p>交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接<b>政策統括官</b>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて<b>政策統括官</b>に連絡する。</p> <p>【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】</p>	<p>(3) 政府所有米の調達</p> <p>市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、<b>局長</b>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<b>局長</b>と売買契約を締結したうえで、<b>局長</b>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p> <p>交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接<b>局長</b>に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて<b>生産局</b>に連絡する。</p> <p>【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】</p>	<p>災害救助用米穀の備蓄は、玄米から切り替わり精米で行うこととなった。従って供給が精米となり、地域における精米作業が不要となった。</p>
---------------------------------	---	--	--

第4編  
風水害等対策編  
P361

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【I 市からの要請を受け、県が農林水産省政策統括官に要請する場合】

市から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。

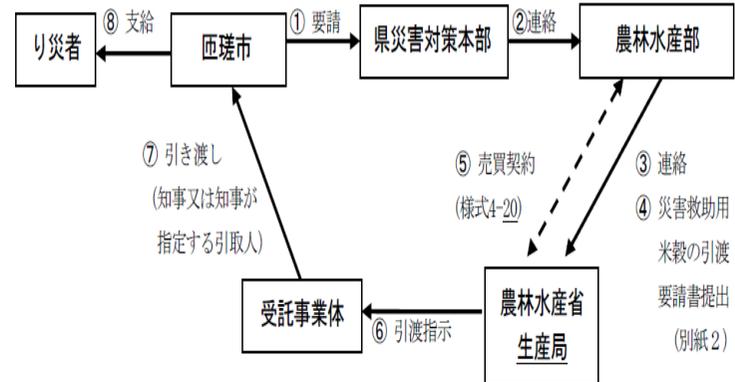


【II 直接、市が農林水産省政策統括官に要請する場合】

市が直接、農林水産省政策統括官に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【I 市からの要請を受け、県が要請する場合】



【II 市が直接、要請した場合】

市が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。

	<p>⑧ 支給 ② 報告 ⑦ 引き渡し (知事又は知事が指定する引取人) ① 直接要請 ⑤ 売買契約 (様式4-23) ③ 連絡 ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出 (別紙2) ⑥ 引渡指示</p>	<p>⑧ 支給 ② 報告 ⑦ 引き渡し (知事又は知事が指定する引取人) ① 直接要請 ⑤ 売買契約 (様式4-20) ③ 連絡 ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出 (別紙2) ⑥ 引渡指示</p>	
<p>第5編 大規模事故災害対策編 P433</p>	<p>(4) 各種活動 ウ 救助・救急 (ア) 銚子海上保安部 (海上保安庁法 (昭和23年法律第28号) 第5条) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行う。 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。</p>	<p>(4) 各種活動 ウ 救助・救急 (ア) 銚子海上保安部 (海上保安庁法 (昭和23年法律第28号) 第2条) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における救助を行う。 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。</p>	
<p>第5編 大規模事故災害対策編 P435</p>	<p>(2) 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (オ) 人の生命及び身体並びに財産の保護</p>	<p>(2) 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (オ) 生命及び身体並びに財産の保護</p>	
<p>第5編 大規模事故災害対策編 P439</p>	<p>(3) 流出油の防除措置 (イ) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命ずるとともに、必要に応じて巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。 特に必要があると認められるときは、海防法第41</p>	<p>(3) 流出油の防除措置 (イ) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命ずるとともに、必要に応じて巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。 特に必要があると認めるときは、海防法第41条の</p>	

	条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油の除去等必要な措置を講ずるよう要請することができる。	2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油の除去等必要な措置を講ずるよう要請することができる。	
--	---	---	--